



／ 8月診療分から ／ 高額療養費制度 が見直されます！

高額療養費制度とは

同じ月内に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合、限度額を超えて支払った分が払い戻される制度です。限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

詳細は▼



主な変更点

●自己負担の限度額が変更

所得区分に応じた月ごとの自己負担限度額が変更されます。

●年間上限額を新設

1年間の自己負担額に上限が設けられ、一定額を超えた負担が軽減されます。

次に該当する方は

医療負担が軽くなる場合があります

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

高額療養費制度の限度額（見直し後）

適用区分		入院＋外来【月額上限】（世帯ごと） ※〈 〉内は多数回該当の場合	入院＋外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来 （個人ごと） ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上			
区分ア	現役並みⅢ	270,300円＋1％〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	179,100円＋1％〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	85,800円＋1％〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	61,500円〈44,400円〉	530,000円	月額上限 22,000円 （年間上限 21.6万円）
区分オ	—	36,900円〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	25,700円〈24,600円〉	290,000円	月額上限 11,000円 （年間上限 9.6万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※適用区分は、マイナポータル、資格確認書（後期）または限度額適用認定証（国保）などで確認できます

問合せ ○国保医療課

TEL0897-52-1447（国民健康保険）

TEL0897-52-1212（後期高齢者医療制度）

○西部支所 福祉課

TEL0898-64-2700